

平成 30 年 4 月からのごみ分別区分の一部変更について

1 周知の経過

(1) 説明会の開催

①期間：平成 30 年 1 月 21 日（日）～3 月 18 日（日） 場所：74 会場（延べ 84 回）
参加者：2,915 人

②主な質問等

- ・個々の品目に対する変更後の分別区分に関する質問（衣装ケース、結束バンド、プランター、家庭菜園用マルチシート、ボールペンなど）
- ・大きめのごみを小さくまとめれば町内会集積所に排出できることの確認
- ・容器包装（プラスチック製）は従来どおり資源物で排出することの確認
- ・分別誤りで排出された場合への対応に関する質問
- ・プラスチックを焼却することに対するダイオキシン類等の有害物質発生への不安

(2) 広報等による周知

- ・広報上越 2 月 1 日号へ掲載・・・[別紙 1]
- ・上記に合わせ、市ホームページへ掲載
- ・広報上越 3 月 1 日号と併せて「家庭ごみの分け方出し方ガイド」及び「変更点を要約したチラシ」を各世帯へ配布・・・[別紙 2]
- ・3 月 15 日頃、「分別変更のお知らせ」を全町内会へ回覧・・・[別紙 3]

2 変更後の状況

(1) 電話による主な問い合わせ内容

- ・容器包装プラスチックも燃やせるごみとして出してよいか。
- ・スキー、スノーボードのブーツは燃やせるごみとして出してよいか。
- ・大型（50cm を超える）のプラスチック製品の捨て方について。
- ・燃やせないごみにプラスチック製品やゴム製品を入れた場合、違反ごみとなるのか。

(2) クリーンセンターへの直接持込の状況等

- ・家庭系可燃ごみの受付実績（4 月分）

	全 体	うち「プラ・ゴム製品」の申請
件数（件）	4,966	195（3.9%）
処理量（kg）	954,160	11,580（1.2%）

- ・確認頻度の多かった品目

衣装ケース	ポリバケツ	漬物用の桶	コンテナボックス
ポリタンク	ホース	カーペット	CD
塩ビ管	プランター	畳（ポリウレタン使用のもの）	

(3) 収集運搬業務における影響

- ・特段の支障は出ていない。

3 今後の対応

環境イベント、出前講座などを通じて引き続き周知に努めていく。

<参考> 出前講座 3 月 31 日まで 5 回、参加者：199 人

4 月 1 日以降 2 回、参加者：47 人（5 月 31 日現在）

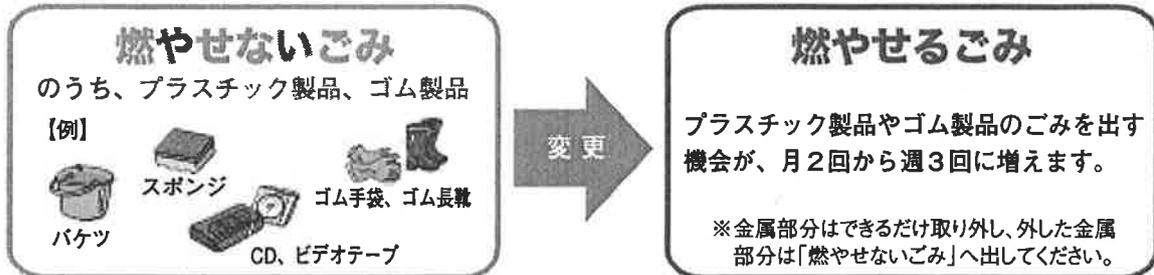
4月1日
から

家庭ごみの分別区分を一部変更します

昨年10月から新しいクリーンセンターが稼働し、これまで「燃やせないごみ」として分別していたプラスチック製品やゴム製品を「燃やせるごみ」として出せるようになります。

なお、今回の変更点を反映した「家庭ごみの分け方出し方ガイド」を、広報上越3月1日号と併せて各世帯へ配布します。4月からのごみの出し方の参考にしてください。

■問合せ…生活環境課(☎025-526-5111、内線1020-1225)



※板倉区にお住まいの人はこれまでと変更ありません。

今回の変更の注意点

「容器包装 (プラスチック製)」の分別区分は変更ありません

マークがついている容器包装 (プラスチック製) はこれまでどおり、資源物として出してください。

「プラスチック製品」と「容器包装 (プラスチック製)」の違い

プラスチック製品は、それ自身がプラスチックでできた商品や製品 (バケツ、CDなど)、または商品ではない物の包装 (クリーニングの袋、ダイレクトメールの袋など)、中身の商品と分離しても不要にならないもの (CD・DVDのケースなど) です。

【例】 ストロー、歯ブラシ、洗剤の計量スプーン など



容器包装 (プラスチック製) は、商品を入れたり包んだりしているプラスチック製の容器や包装物で、中身を出した後か使用後に不要となるものであり、これらは容器包装リサイクル法に基づき分別収集し、リサイクルします。限りある資源を有効利用するため、分別にご協力ください。

【例】 お菓子の袋、レジ袋、コンビニ弁当の容器、ペットボトルのラベル・キャップ など



ごみ集積所への出し方

集積所に出せる大きさは、「燃やせるごみ」は1辺の長さが50cm以下、「燃やせないごみ」は1m以下です。今回の変更では、「燃やせるごみ」の指定袋に入る大きさ、または分解などして50cm以下にできるプラスチック製品やゴム製品は「燃やせるごみ」となりますが、これを超える大きさのものは、これまでどおり「燃やせないごみ」として出してください。

ごみの大きさ	現在 (3月31日まで)	変更後 (4月1日から)
・指定袋に入るもの ・1辺の長さが50cm以下のもの 【例】 バケツ、雨がっぱ、ゴム長靴、CD など	「燃やせないごみ」として町内の集積所へ	「燃やせるごみ」として町内の集積所へ
・指定袋に入らないもの ・1辺の長さが50cm超、1m以下のもの 【例】 衣装ケース、クーラーボックス、風呂のフタなど	「燃やせないごみ」として指定シールを貼り、町内の集積所へ	変更なし (「燃やせないごみ」)
・1辺の長さが1mを超えるもの 【例】 大型の衣装ケース、スタイロフォームなど	「燃やせないごみ」として民間処分業者に直接搬入	「燃やせないごみ」として民間処分業者、または、クリーンセンターに直接搬入

平成30年4月から

家庭ごみの分別の一部が変わります

分別の変更点

平成30年4月1日から、「燃やせないごみ」のうち、金属類を含まない「プラスチック製品」や「ゴム製品」を「燃やせるごみ」として出せるように変更します。

平成30年3月31日まで
燃やせないごみ

プラスチック製品・ゴム製品

一部例



バケツ



スポンジ



ビデオテープ、CD



ゴム手袋、ゴム長靴



ストロー



レインコート



クリーニングの袋

変更

平成30年4月1日から

燃やせるごみ

金属部分は
可能な限り
外してください。
外した金属は
「燃やせないごみ」へ



※分解などしても指定袋に入らない大きさや、一辺の長さが50cm以下にできないプラスチック製品やゴム製品は、これまでどおり「燃やせないごみ」として出してください。

例：衣装ケース、風呂のふた など

※一辺の長さが1mを超える大きさのものは、集積所には出せないため、民間処分業者またはクリーンセンターに直接持ち込んでください。

注意点

「容器包装(プラスチック製)」は、これまでどおり、資源物として出してください。

※容器包装(プラスチック製)は、商品を入れたり包んでいたもので、プラマークが付いているものです。



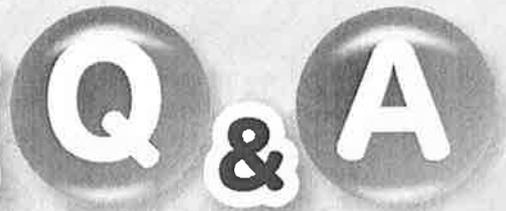
資源物の日に
出してください!



このマークが目印です

裏面もご覧ください

分別変更



Q なぜ、分別区分を変更するの？

A 昨年、新しいクリーンセンターが稼働したことに伴うものです。これまで、「燃やせないごみ」は破碎して最終処分場に埋め立てしていましたが、新しいクリーンセンターでは「燃やせないごみ」のうち、金属を含まない「プラスチック製品」や「ゴム製品」については直接焼却処理し、埋め立てする量を減らすことができるようになったため、これらを「燃やせるごみ」に変更します。今回の変更により、「プラスチック製品」や「ゴム製品」のごみ出しの回数が月2回から週3回に増え、市民の皆さんの利便性が向上します。

Q なぜ、容器包装(プラスチック製)は燃やせるごみにならないの？

A 容器包装(プラスチック製・紙製)は、容器包装リサイクル法という法律に基づき、消費者(分別排出する)、市町村(分別収集する)、メーカーなどの事業者(費用を負担しリサイクルする)の三者が役割を分担し、リサイクルする仕組みが確立されています。限りある資源を有効に利用するため、分別にご協力ください。

再確認!

容器包装(プラスチック製)の出し方

◎容器包装(プラスチック製)は、分別の変更はありません。
これまでどおり資源物として出してください。

正しく分別する

プラマークが付いているものが、容器包装(プラスチック製)です。



汚れを落とす

汚れが付いていると、リサイクルできません。軽く水ですすぐか、ふき取ってから出してください。



二重袋にしない

袋の中に複数の袋を入れるなど、ビニール袋を二重にすると、手作業での異物の選別・除去作業に大きな支障となります。



このチラシに関するお問合せ先

上越市役所生活環境課 ☎025-526-5111(代)

または 各総合事務所 市民生活・福祉グループ

〈区にお住まいの方は、お住まいの地区の総合事務所へ〉

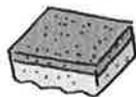
「プラスチック製品」と「ゴム製品」が
「燃やせるごみ」に変わります。



バケツ



ハンガー



スポンジ



ビデオテープ、CD



ゴム手袋、ゴム長靴



レインコート



クリーニングの袋

1月～3月に実施した分別区分の変更に関する市民説明会で特に多かった質問をご紹介します。

Q プラスチック製品に金属がついている場合は、どのように分別したらよいか？

A クリーンセンターの設備の故障の原因となる金属類は、できる限り取り外してください。品物によって、金属を取り外すことが難しい場合や分別区分を迷った場合は「燃やせないごみ」に分別してください。

Q 農業で使用したマルチシートや苗箱などは、どのように分別したらよいか？

A 事業活動で使用したマルチシートや苗箱などは、産業廃棄物となりますので、これまでどおり、JAえちご上越などを通して処分するなど、適正に処分してください。

Q 分別区分が変更となるプラスチック製品などと、紙くずや草花・野菜の茎などを一緒にごみ袋に入れてよいか？

A 「燃やせるごみ」指定袋と一緒にに入れていただいてもかまいません。

Q 容器包装（プラスチック製）も「燃やせるごみ」になるのか？

A 右のプラマークがついた容器包装（プラスチック製）は、これまでどおり、資源物として出してください。



～お問合せ先～

上越市役所生活環境課 ☎025-526-5111 (代)
または 各総合事務所 市民生活・福祉グループ
〈区にお住まいの方は、お住まいの地区の総合事務所へ〉

平成 30 年「市民の声アンケート」報告書（概要）

1 調査の概要

■目的

市民生活の実態や実感、市の各政策分野の取組に対する満足度・重要度を定量的に把握するとともに、平成 22 年及び 26 年に実施した市民の声アンケートの調査結果との比較・分析などを行い、第 6 次総合計画の後期基本計画の策定及び各施策・事業の推進につなげるもの

■調査方法等

	今回調査	前回調査
調査地域	上越市全域	
調査対象	満 18 歳以上の市民 5,000 人	
調査方法	郵送による配布・回収	
調査期間	平成 30 年 1 月 20 日～31 日	平成 26 年 1 月 10 日～20 日
回収数	2,168	2,336
有効回答率	43.36%	46.72%

2 調査結果

■生活実態・実感

現在の生活実態や生活実感について、うかがいました。

実感の高い項目

順位	項目	実感している人の割合
1	自然が豊かである	90.4%
2	治安がよい	88.6%
3	海や山の幸に囲まれ、食や海産物が豊富である	84.8%

前回調査との比較

順位	項目	実感の変化
1	現在住んでいる住宅の広さや機能に満足している	+5.4
2	自然が豊かである	+4.3
3	学校や図書館などの教育施設が整っている	+4.2

■市の取組に対する満足度と重要度

市が行っている主な取組について、現在どれくらい満足しているか（満足度）、今後どれくらい重要であるか（重要度）をうかがいました。

満足度上位 3・下位 3

順位	項目	平均スコア
1	水道水の供給	0.80
2	生活排水の処理対策	0.58
3	ごみ減量とリサイクル	0.44
	⋮	
59	商業の振興	-0.37
60	公共交通の利便性向上	-0.46
61	上越妙高駅の周辺整備	-0.49

前回調査との満足度の比較

順位	項目	平均スコアの増減
1	新産業の創出支援	0.08
2	再生可能エネルギー	0.05
3	中小企業支援	0.05
	⋮	
53	公共交通の利便性向上	-0.11
54	直江津港の利用促進	-0.11
55	上越妙高駅の周辺整備	-0.26

重要度上位3・下位3

順位	項目	平均スコア
1	防災対策	1.45
2	雪対策	1.37
3	医療体制の充実	1.28
	⋮	
59	芸術、文化活動の推進	0.50
60	スポーツ・レクの振興	0.50
61	国際的な文化交流の推進	0.43

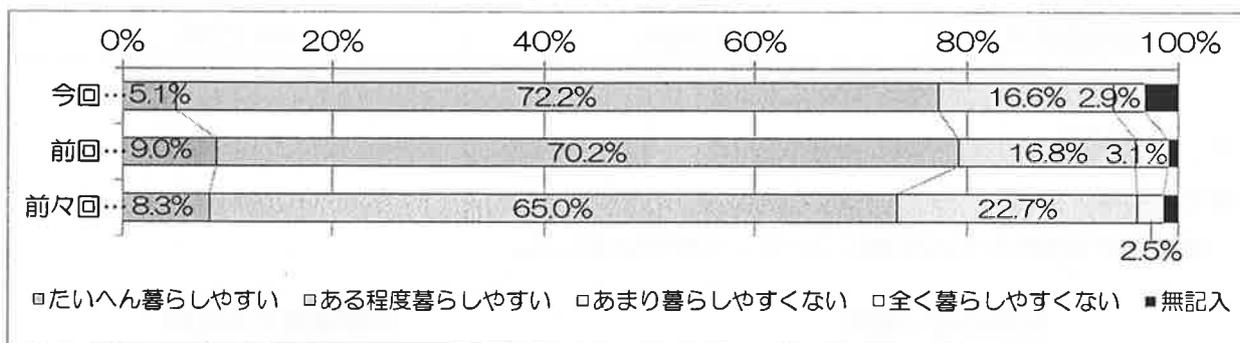
前回調査との重要度の比較

順位	項目	平均スコアの増減
1	上越妙高駅の周辺整備	0.09
2	公共交通の利便性向上	0.09
3	生涯学習の推進	0.09
	⋮	
53	公害対策	-0.10
54	環境啓発活動	-0.12
55	再生可能エネルギー	-0.13

※「平均スコア」の算出方法…「満足している」+2、「やや満足している」に+1、「どちらともいえない」に0、「やや不満である」に-1、「不満である」に-2とし、その平均点について小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位まで表示しています。重要度の平均スコアも同様に算出しています。
 なお、今回調査で新設した設問及び内容を一部変更した設問は比較から除いています。

■暮らしやすさ

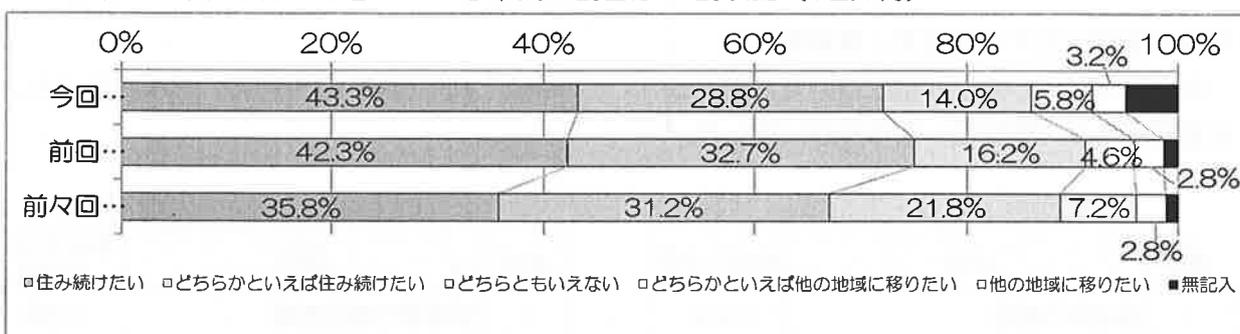
現在の生活を暮らしやすいと感じている市民は約8割（77.3%）



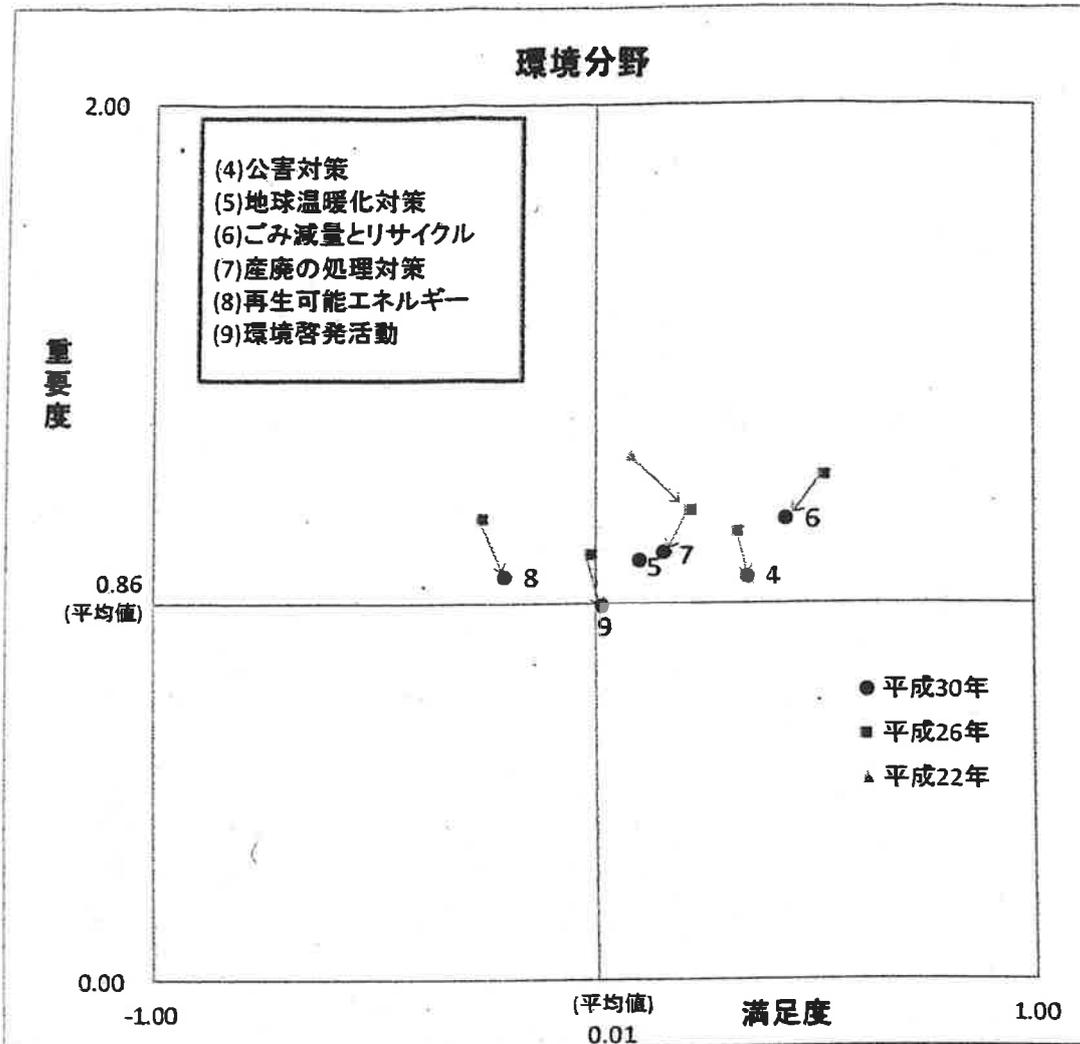
「たいへん暮らしやすい」「ある程度暮らしやすい」を合わせて約8割（77.3%）の市民が暮らしやすいと思っている。前回調査から「たいへん暮らしやすい」が減少し、「ある程度暮らしやすい」が増加した。

■上越市に住み続ける意向

上越市に住み続けたいと思っている市民の割合は7割以上（72.1%）



「住み続けたい」「どちらかといえば住み続けたい」を合わせて7割以上（72.1%）の市民が住み続けたいと思っている。前回調査（75.0%）と比べ、減少したものの、「住み続けたい」と思っている市民は調査ごとに増加している。



多くの項目において重要度が平均値(0.86)を上回るものの、前回調査からは全ての項目において低下した。低下の要因として、人の健康や環境へ悪影響を及ぼす公害や二酸化炭素排出などの行為への規制が進むなど、社会全体での取組や、個人のごみ減量やリサイクル、再生可能エネルギー導入などの環境保全の取組が市民生活に浸透したことなどが上げられる。

「(6)ごみ減量とリサイクル」については、満足度が全項目の中で上位にあるものの、ごみの分別の負担や平成28年度以降に流通した指定ごみ袋の品質に対する不満などにより、前回調査から低下したと考えられる。

第五次環境基本計画の概要

2018年4月
環境省

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS



未来のために、いま選ぼう。

Re-Style

限りある資源を未来につなぐ。
今、僕らにできること。

つなげよう、
支えよう
森里川海

第五次環境基本計画の全体構成

環境基本計画について

- 環境基本計画とは、環境基本法第15条に基づき、環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等を定めるもの。
- 計画は約6年ごとに見直し（第四次計画は平成24年4月に閣議決定）。
- 平成29年2月に環境大臣から計画見直しの諮問を受け、中央環境審議会における審議を経て、平成30年4月9日に答申。
- 答申を踏まえ、平成30年4月17日に第五次環境基本計画を閣議決定。

第1部 環境・経済・社会の状況と環境政策の展開の方向

- 現状と課題認識（我が国が抱える課題は相互に関連・複雑化。SDGs、パリ協定などの国際的な潮流）。
- 今後の環境政策の展開の基本的考え方（イノベーションの創出、経済・社会的課題との同時解決）。

第2部 環境政策の具体的な展開

①分野横断的な6つの「重点戦略」（経済、国土、地域、暮らし、技術、国際）を設定。

※重点戦略の展開にあたっては、パートナーシップ（あらゆる関係者との連携）を重視。

※各地域が自立・分散型の社会を形成し、地域資源等を補完し支え合う「地域循環共生圏」の創造を目指す。

②環境リスク管理等の環境保全の取組は、「重点戦略を支える環境政策」として揺るぎなく着実に推進。

第3部 計画の効果的実施

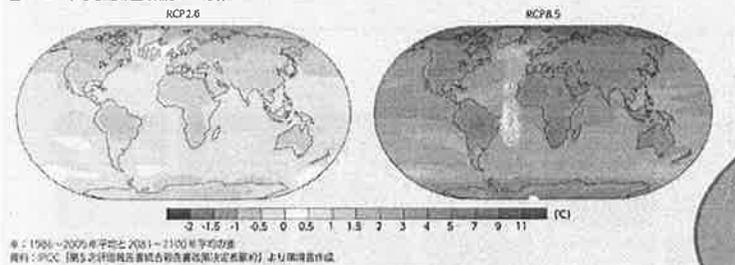
- 国及び各主体による取組の推進、計画の点検・指標の活用、計画の見直しについて記載。
- 「重点戦略」に係る点検は、優良事例のヒアリングを中心に実施。

第4部 環境保全施策の体系

- 環境保全施策の全体像を体系的に記載。

我が国が抱える環境・経済・社会の課題

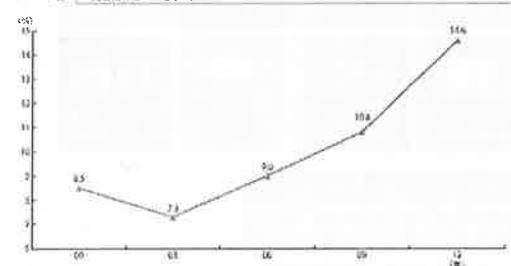
図1-1-3 平均地上気温変化分布[※]の変化



※：1986～2005年平均と2081～2100年平均の差
資料：IPCC「第五次評価報告書統合報告書（決定案）」より図表作成

平均地上気温変化分布の変化(H29環境白書より)

第2-2-19 農産物の産出と国際競争の推移



資料：中企庁委託「平成24年度商店街調査報告書」、2013年11月、(株)アストジェック

(2) 空き店舗率一店と店舗数・店舗数

商店街の空き店舗率の推移
(中企庁HPより)

経済の課題

- 地域経済の疲弊
- 新興国との国際競争
- AI、IoT等の技術革新への対応など

環境の課題

- 温室効果ガスの大幅排出削減
- 資源の有効利用
- 森林・里地里山の荒廃、野生鳥獣被害
- 生物多様性の保全 など

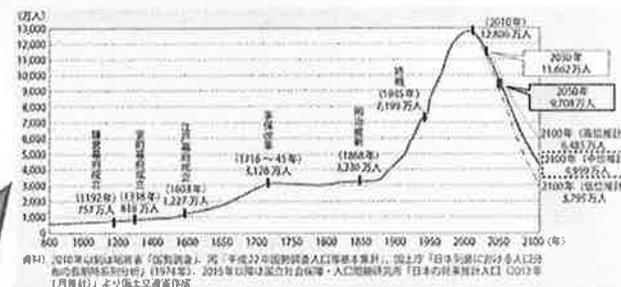


ニホンジカによる被害
(環境省HPより)

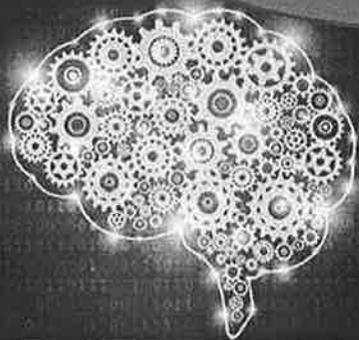
相互に関連・
複雑化

社会の課題

- 少子高齢化・人口減少
- 働き方改革
- 大規模災害への備え など



我が国人口の長期的推移
(国交省HPより)



人工知能のイメージ(産総研HPより)

環境・経済・社会の
統合的向上が求められる！



H29年7月九州北部豪雨
(国交省HPより)

持続可能な社会に向けた国際的な潮流

- 2015年9月 「持続可能な開発のための2030アジェンダ」採択
 - ※ 複数の課題の統合的解決を目指すSDGsを含む。

- 2015年12月 「パリ協定」採択
 - ※ 2℃目標達成のため、21世紀後半には温室効果ガス排出の実質ゼロを目指す。



(資料:国連広報センター)



パリ協定の採択



パリ協定が採択されたCOP21の首脳会合でスピーチする安倍総理
(写真:首相官邸HPより)

新たな文明社会を目指し、大きく考え方を転換(パラダイムシフト)していくことが必要。

第五次環境基本計画の基本的方向性

目指すべき社会の姿

1. 「地域循環共生圏」の創造。
2. 「世界の範となる日本」の確立。
 - ※ ① 公害を克服した歴史
 - ② 優れた環境技術
 - ③ 「もったいない」など循環の精神や自然と共生する伝統を有する我が国だからこそできることがある。
3. これらを通じた、持続可能な循環共生型の社会（「環境・生命文明社会」）の実現。



地域循環共生圏

- 各地域がその特性を生かした強みを発揮
- 地域資源を活かし、自立・分散型の社会を形成
- 地域の特性に応じて補完し、支え合う

本計画のアプローチ

1. SDGsの考え方も活用し、環境・経済・社会の統合的向上を具体化。
 - 環境政策を契機に、あらゆる観点からイノベーションを創出
 - 経済、地域、国際などに関する諸課題の同時解決を図る。
 - 将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていく。
2. 地域資源を持続可能な形で最大限活用し、経済・社会活動をも向上。
 - 地方部の維持・発展にもフォーカス → 環境で地方を元気に！
3. より幅広い関係者と連携。
 - 幅広い関係者とのパートナーシップを充実・強化

第五次環境基本計画における施策の展開

- 分野横断的な6つの重点戦略を設定。
 - パートナーシップの下、環境・経済・社会の統合的向上を具体化。
 - 経済社会システム、ライフスタイル、技術等あらゆる観点からイノベーションを創出。

6つの重点戦略

① 持続可能な生産と消費を実現する グリーンな経済システムの構築

- ESG投資、グリーンボンド等の普及・拡大
- 税制全体のグリーン化の推進
- サービサイジング、シェアリング・エコノミー
- 再エネ水素、水素サプライチェーン
- 都市鉱山の活用 等



洋上風力発電施設
(H28環境白書より)

② 国土のストックとしての価値の向上

- 気候変動への適応も含めた強靱な社会づくり
- 生態系を活用した防災・減災 (Eco-DRR)
- 森林環境税の活用も含めた森林整備・保全
- コンパクトシティ・小さな拠点+再エネ・省エネ
- マイクロプラを含めた海洋ごみ対策 等



土砂崩壊防備保安林
(環境省HPより)

③ 地域資源を活用した持続可能な地域づくり

- 地域における「人づくり」
- 地域における環境金融の拡大
- 地域資源・エネルギーを活かした収支改善
- 国立公園を軸とした地方創生
- 都市も関与した森・里・川・海の保全再生・利用
- 都市と農山漁村の共生・対流 等



バイオマス発電所
(H29環境白書より)

④ 健康で心豊かな暮らしの実現

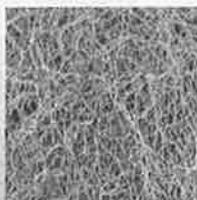
- 持続可能な消費行動への転換
(倫理的消費、COOL CHOICEなど)
- 食品ロスの削減、廃棄物の適正処理の推進
- 低炭素で健康な住まいの普及
- テレワークなど働き方改革+CO2・資源の削減
- 地方移住・二地域居住の推進+森・里・川・海の管理
- 良好な生活環境の保全 等



森里川海のつながり
(環境省HPより)

⑤ 持続可能性を支える技術の開発・普及

- 福島イノベーション・コースト構想→脱炭素化を牽引
(再エネ由来水素、浮体式洋上風力等)
- 自動運転、ドローン等の活用による「物流革命」
- バイオマス由来の 化成品創出
(セルロースナノファイバー等)
- AI等の活用による生産最適化 等



セルロースナノファイバー
(H29環境白書より)

⑥ 国際貢献による我が国のリーダーシップの発揮と 戦略的パートナーシップの構築

- 環境インフラの輸出
- 適応プラットフォームを通じた適応支援
- 温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」シリーズ
- 「課題解決先進国」として海外における
「持続可能な社会」の構築支援 等



日中省エネ・環境フォーラム
に出席した中川環境大臣

重点戦略を支える環境政策

環境政策の根幹となる環境保全の取組は、揺るぎなく着実に推進

○気候変動対策

パリ協定を踏まえ、地球温暖化対策計画に掲げられた各種施策等を実施
長期大幅削減に向けた火力発電（石炭火力等）を含む電力部門の低炭素化を推進
気候変動の影響への適応計画に掲げられた各種施策を実施



フロンガス回収
(環境省HPより)

○循環型社会の形成

循環型社会形成推進基本計画に掲げられた各種施策を実施



廃棄物分別作業
(環境省HPより)

○生物多様性の確保・自然共生

生物多様性国家戦略2012-2020に掲げられた各種施策を実施



絶滅危惧種
(イタセンバラ)

○環境リスクの管理

水・大気・土壌の環境保全、化学物質管理、環境保健対策



水環境保全
(環境省HPより)

○基盤となる施策

環境影響評価、環境研究・技術開発、環境教育・環境学習、環境情報 等



環境教育
(環境省HPより)

○東日本大震災からの復興・創生及び今後の大規模災害発災時の対応

中間貯蔵施設の整備等、帰還困難区域における特定復興再生拠点の整備、
放射線に係る住民の健康管理・健康不安対策、資源循環を通じた被災地の復興、
災害廃棄物の処理、被災地の環境保全対策等 等



中間貯蔵施設
土壌貯蔵施設

(参考資料)
重点戦略の概要

重点戦略①：持続可能な生産と消費を実現する グリーンな経済システムの構築

- 持続可能な生産と消費のパターンを確保するため、経済社会システムのイノベーションを実現し、資源生産性や炭素生産性の向上を目指す。
- 再生可能エネルギーや省エネルギーは、地球温暖化対策の柱であると同時に、エネルギー安全保障や産業競争力の強化にも寄与。
- 金融・税制を活用して経済システムのグリーン化を進めていく。



燃料電池自動車と水素ステーション
(九州大学HPより)

(1) 企業戦略における 環境ビジネスの拡大・環境配慮の主流化

- 環境ビジネスの拡大
 - ・環境ビジネスの市場規模の把握、優良事例の水平展開
- バリューチェーン全体での環境経営の促進
 - ・企業別中長期削減目標の策定、バリューチェーン排出量の算定・削減の取組の促進、環境マネジメントシステムの導入促進
- サービサイジング、シェアリング・エコノミー
 - ・新たなビジネス形態の低炭素化、省資源への貢献の見える化
- グリーン購入・環境配慮契約
- グリーン製品・サービス・環境インフラの輸出促進
 - ・二国間政策対話、地域内フォーラム等の活用 等



サイクルポート (環境省HPより)

(2) 国内資源の最大限の活用による 国際収支の改善・産業競争力の強化

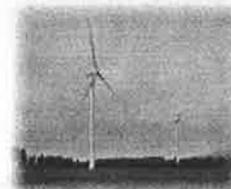
- 徹底した省エネルギーの推進
 - ・温対法の地方公共団体実行計画、省エネ法
- 再生可能エネルギーの最大限の導入
 - ・送電網の広域運用、自立分散型の再生可能エネルギー導入
- 水素利用の拡大
 - ・定置用燃料電池、燃料電池自動車の技術開発・普及促進、CO₂フリー水素の技術開発・実証
- バイオマス利活用
 - ・木質バイオマスやバイオガスの活用による発電・熱利用の拡大
- 循環資源の利活用、都市鉱山
 - ・小型家電リサイクルの推進

(3) 金融を通じたグリーンな経済システムの構築

- ESG投資の普及・拡大
 - ・環境情報に基づく投資家と企業の対話を活性化するプラットフォームの整備等
- グリーンプロジェクトへの投融資の促進
 - ・低炭素化プロジェクトへの支援、グリーンボンドの発行・投資支援

(4) グリーンな経済システムの基盤となる税制

- 税制全体のグリーン化の推進



風力発電 (環境省HPより)

重点戦略②：国土のストックとしての価値の向上

- 環境に配慮するとともに、経済・社会的な課題にも対応するような国土づくりを行う。
- 都市のコンパクト化やストックの適切な維持管理・有効活用による持続可能で魅力あるまちづくりを推進する。
- 自然環境が有する多様な機能を有効に活用した防災・減災力の強化等、環境インフラやグリーンインフラ等を活用し、強靱性（レジリエンス）を向上させる。

（１）自然との共生を軸とした国土の多様性の維持

- 自然資本の維持・充実・活用
 - ・ストックとしての自然資本の持続可能な利用の推進、環境に配慮するとともに経済・社会的な課題にも対応する国土利用の推進
- 森林環境税の活用も含めた森林の整備・保全
 - ・多様で健全な森林づくり
- 生態系ネットワークの構築
- 海洋ごみ対策等の海洋環境の保全
- 健全な水循環の維持又は回復
- 人口減少下における土地の適切な管理と自然環境を保全・再生・活用する国土利用
- 侵略的外来生物への対策



里地里山の保全再生

（２）持続可能で魅力あるまちづくり・地域づくり

- コンパクトで身近な自然のある都市空間の実現
 - ・コンパクトシティの形成
- 「小さな拠点」の形成
 - ・「集落生活圏」の維持、地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入支援
- 交通網の維持・活用等
 - ・複数の公共交通機関の事業者間の連携、自転車の利用促進
- ストックの適切な維持管理・有効活用
 - ・既存のインフラにおける長寿命化、防災機能の向上、省エネルギー化の推進等のストックの価値向上



富山ライトレール
(環境省HPより)

（３）環境インフラやグリーンインフラ等を活用したレジリエンスの向上

- グリーンインフラやEco-DRRの推進
 - ・生態系を活用した防災・減災
- 気候変動の影響への適応の推進
 - ・農業や防災など、各分野における適応の推進 等



湿地再生による洪水緩和（環境省HPより）

- 平時から事故・災害時まで一貫した安全の確保
 - ・廃棄物処理システムの強靱化、国土強靱化と低炭素化で統合的な取組を推進

- 地域資源の質を向上させ、地域における自然資本、人工資本、人的資本を持続可能な形で最大限活用する。
- 循環資源や再生可能資源の活用により地域循環共生圏の主要な部分の形成に貢献する。

(1) 地域のエネルギー・バイオマス資源の最大限の活用

○地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入

- ・地域のエネルギー収支の改善、災害時のレジリエンスの向上

○地域新電力の推進

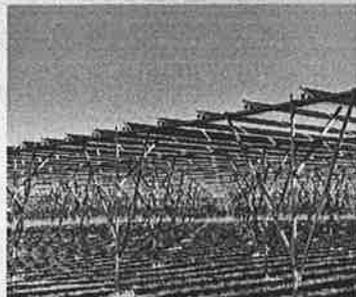
○営農型太陽光発電の推進

○未利用系バイオマス資源を活用した地域づくり

- ・木質バイオマス資源を自立分散型エネルギーとして活用

○廃棄物系バイオマスの活用をはじめとした地域における資源循環

- ・リユース、リサイクルなどの循環資源、再生可能資源を地域で循環利用



ソーラーシェアリング
(環境省HPより)

(2) 地域の自然資源・観光資源の最大限の活用

○国立公園等を軸とした地方創生

- ・世界水準の「ナショナルパーク」としてブランド化
地域経済の活性化と自然環境保全の好循環の創出

○エコツーリズムなど各種ツーリズムの推進

- ・地域固有の自然資源などを活かした持続的な地域づくりの推進、グリーンツーリズムやブルーツーリズム等の取組の推進

○自然に育まれた多様な文化的資源の活用

- ・地域の自然に根ざした風土、地域固有の多様な歴史や文化の継承・活用

○環境保全や持続可能性に着目した地域産業の付加価値向上

- ・自然資本を活用した6次産業化の促進

○抜本的な鳥獣捕獲強化対策

- ・捕獲従事者の育成・確保、獣種の特性に応じた捕獲対策の推進



阿寒摩周国立公園
(環境省HPより)

(3) 都市と農山漁村の共生・対流と広域的なネットワークづくり

○森・里・川・海をつなぎ、支える取組

- ・森・里・川・海の地域資源の持続的な活用

○都市と農山漁村の共生・対流

- ・都市と農山漁村の相互貢献による共生

○人づくりによる地域づくり

- ・多様なステークホルダーとの連携を図りながら、持続可能な地域づくりを担う人づくりを行う

○地域における環境金融の拡大

- ・地域金融機関等における環境金融に係る理解の促進



自然体験行事の様子
(環境省HPより)

重点戦略④：健康で心豊かな暮らしの実現

- ライフスタイルのイノベーションを創出し、環境にやさしく、健康で質の高いライフスタイル・ワークスタイルへの転換を図る。
- 森・里・川・海などの自然の価値を再認識し、人と自然、人と人のつながりを再構築する。
- 人々の健康と心豊かな暮らしを脅かす環境リスクを評価し、予防的取組を推進する。

(1) 環境にやさしく健康で質の高い生活への転換

○持続可能なライフスタイルと消費への転換

- ・人・社会・環境に配慮した消費行動の促進 等

○食品ロスの削減

- ・食品ロス削減に関する目標の設定、食品ロスの発生量の把握等の推進 等

○低炭素で健康な住まい

- ・ZEHの普及の推進、高齢者向け住宅等の高断熱・高气密化の推進 等



ゼロ・エネルギーハウス
(環境省HPより)

○徒歩・自転車移動等による健康寿命の延伸

- ・温室効果ガスの削減、健康増進や混雑緩和への貢献 等

○テレワークなど働き方改革等の推進

- ・通勤交通に伴うCO₂排出や紙の使用量の削減、環境面における効果の「見える化」 等

(2) 森・里・川・海とつながるライフスタイルの変革

○自然体験活動、農山漁村体験等の推進

- ・自然体験のための社会的なシステムを構築 等

○森・里・川・海の管理に貢献する地方移住、二地域居住等の促進

- ・二地域生活・二地域居住や地方移住に必要な一元的な情報提供や相談支援の充実の推進 等

○新たな木材需要の創出及び消費者等の理解の醸成の推進

- ・CLTなど木材の利用拡大、「木づかい運動」や「木育」の推進 等



「つなげよう、支えよう 森里川海アンバサダー」任命式 (環境省HPより)

(3) 安全・安心な暮らしの基盤となる良好な生活環境の保全

○健全で豊かな水環境の維持・回復

- ・生物の生息・生育環境の評価、維持・回復 等

○国内外の総合的な対策等

○廃棄物の適正処理の推進

- ・廃棄物処理施設の高度化、広域化・集約化、長寿命化排出事業者責任の徹底、高齢化社会対応 等

○化学物質のライフサイクル全体での包括的管理

- ・化学物質の適正な利用の推進 等

○マイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策の推進

- ・実態把握調査、回収処理・発生抑制対策、国際連携の推進 等

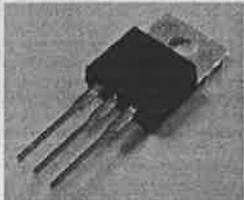
○ヒートアイランド対策

重点戦略⑤：持続可能性を支える技術の開発・普及

- 我が国の課題の解決にも資する環境技術の開発・普及を推進。
- 人工知能等のICTも活用しつつ、Society 5.0の実現を目指す。
- 課題解決先進国として、優れた環境技術で世界の環境問題の改善にも貢献。

(1) 持続可能な社会の実現を支える最先端技術開発

- エネルギー利用の効率化とエネルギーの安定的な確保
 - ・ 省エネ技術（窒化ガリウムデバイス等）
 - ・ 再エネの高効率・低コスト化
 - ・ 福島イノベーション・コースト構想・脱炭素化を牽引（再エネ由来水素、浮体式洋上風力等）
- 気候変動への対応
 - ・ 二酸化炭素を分離・固定化・有効利用する技術等の温室効果ガスの抜本削減に資する技術
- 資源の安定的な確保と循環的な利用
 - ・ 省資源化技術、より安全な代替素材技術
- AI、IoT等のICTの活用
 - ・ AIなどの活用による生産最適化
- 新たな技術の活用による「物流革命」等
 - ・ 自動運転、ドローンの活用による物流全体の低炭素化



エネルギー消費を大幅に削減できる窒化ガリウムデバイス（環境省HPより）



二酸化炭素分離回収施設（環境省HPより）

(2) 生物・自然の摂理を応用する技術の開発

- バイオマスからの高付加価値な化成品の生産
 - ・ セルロースナノファイバー、バイオマスプラスチック等
 - バイオマス由来の化成品創出
- 革新的なバイオ技術の強化・活用
 - ・ ICTとの融合により潜在的な生物機能を最大限活用
- 自然の摂理により近い技術の活用
 - ・ 生物の優れた機能等を模倣する技術（バイオミメティクス）等を活用した低環境負荷技術
- 生物多様性の保全・回復
 - ・ 生態系サービス等の持続可能な管理・利用技術
- 生態系を活用した防災・減災等
 - ・ 工法、維持管理手法、機能評価手法の確立



潮害防備保安林（沖縄県石垣市）（環境省HPより）

(3) 技術の早期の社会実装の推進

- 標準化推進や規制の合理化等による普及・展開の加速
 - ・ 技術を社会実装し、普及・展開を加速するため、標準化推進や規制の合理化等を政府一丸となって推進

- 技術の評価・実証に関する支援等

重点戦略⑥：国際貢献による我が国のリーダーシップの発揮と 戦略的パートナーシップの構築

- 国際的なルール作りへの積極的関与・貢献と、途上国における持続可能な社会の構築を支援。
- 国内で実現した地域循環共生圏のモデルをパッケージとして世界に展開し、持続可能な地域づくりに貢献する。

(1) 国際的なルール作りへの積極的関与・貢献

○国際的なルール作りの議論への積極的関与

- ・ 国際交渉に積極参加
- ・ 我が国の強みを活かせるルールの構築を目指し、国際的な合意形成に貢献

○国際的なルールの基盤となる科学的知見の充実・積極的提供

- ・ IPCC、IPBES等に対するインプット・支援、温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」シリーズによる継続的な観測体制の確立を通じた科学的知見の充実・積極的提供



温室効果ガス観測技術衛星2号「GOSAT-2」
(JAXA HPより)

(2) 海外における持続可能な社会の構築支援

○我が国の優れたインフラの輸出

- ・ JCM等の活用による環境インフラの輸出



JCM合同委員会の開催
(環境省HPより)

○途上国の緩和策の支援

- ・ 制度・技術・資金のパッケージ化を通じて基盤整備を行う

○途上国における適応支援、我が国の優良事例の国際展開

- ・ 「SATOYAMAイニシアティブ」の推進



「SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップ」発足式典（環境省HPより）

○途上国における制度構築・能力開発支援、意識啓発

- ・ 途上国と協働してイノベーションを創出

新潟県環境基本計画

計画の位置付け

新潟県環境基本条例第10条に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。

計画期間

- 平成29年度から平成40年度までの12年間
- 経済社会情勢の変化や環境の課題に対応するため、4年ごとに見直します。

目指す方向

県民一人一人が安全に安心して心豊かに暮らせる
持続可能な社会の構築を目指します。

基本目標

人と自然が共生する暮らし

安全で快適な環境

資源を大切に作る循環型の地域社会



計画の構成

第1章 基本的事項

第2章 環境を巡る現状と課題

第3章 計画の基本的な方向

施策の展開方向

- ・基本目標を達成するための「3つの環境保全の施策分野」と「環境保全の共通基盤の整備」を柱として、施策を展開
- ・施策の進捗状況を適切に行うため、主要指標及び施策分野ごとに関連する環境指標を設定
- ・重点施策（今後、数年程度の期間で重点的に取り組む施策）を設定

第4章 施策の展開

第5章 実効ある推進

人と自然が共生する暮らし

人とトキが共生する自然環境

- 市民をはじめNPO、行政、島外ボランティア等の協働により、トキの野生復帰をさらに進めます。
- トキをシンボルとした地域づくりを促進します。

指標 トキの野生定着数：149羽（H27）⇒220羽（H32）



主な取組

- トキのえさ場となるビオトープの拡大や多様な生物が生息する水辺環境の整備等を、地域と連携しながら進めます。
- 野生復帰への理解が深まるよう、セミナー開催など普及啓発を進め、島内外の連携や交流を促進します。



35 ページ

野生鳥獣の管理（捕獲）の強化

- 生態系への影響や農林水産業等への被害が増大し、人と野生鳥獣との軋轢が問題となっています。
- 人と野生鳥獣が棲み分け、共生する地域づくりを目指し、野生鳥獣対策を総合的に推進します。

指標 野生鳥獣による被害
・農作物被害金額：220百万円（H27）⇒減少させる（H32）
・人身被害者数：3人（H27）⇒ゼロ（H32）

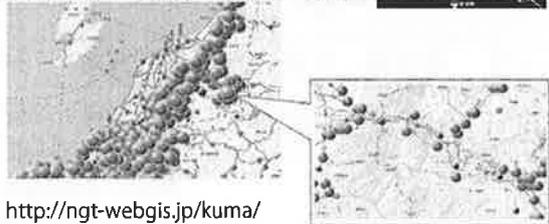


主な取組

- 鳥獣被害防除、生息環境整備及び個体数管理などに取り組みます。
- ツキノワグマの出没情報を分かりやすく提供するなど、人身被害の未然防止に努めます。

にいがたクマ出没マップ

凡例：平成28年度 ●平成27年度 ●平成26年度 ●平成25年度



35 ページ

<http://ngt-webgis.jp/kuma/>

「新潟県の名水」の保全と情報発信

- 本県の優れた水環境を保全するとともに、その取組を県内外に情報発信します。

主な取組

- 地域で保全活動を積極的に行っている湧水や清流を「新潟県の名水」として選定し、保全活動等の取組を進めます。
- 特に、積極的に取り組んでいる地域については、県が支援して情報発信に努めます。



37 ページ

安全で快適な環境

PM2.5の注意喚起、環境情報の提供

- 環境監視体制を構築し、的確な環境モニタリングを実施します。
- 迅速でわかりやすい環境情報の発信に努めます。

主な取組

- 県内の大気汚染の状況を測定局で常時監視し、毎時の観測データを県ホームページ等でお知らせします。
- PM2.5の濃度が高くなった場合は、県ホームページ等での公表やテレホンサービス等により県民の皆さまに速やかにお知らせします。



39 ページ

大気・放射線テレメーター室表示画面

測定局

地球温暖化対策の推進

- 温暖化対策に効果の高い家庭や事業所の省エネルギー対策、再生可能エネルギーの導入促進、新潟県カーボン・オフセット制度の普及について、重点的に取り組みます。

指標

H25年度を基準年とした県内の：2.8%削減（H26）⇒10.7%削減（H32）
温室効果ガス排出量の削減率

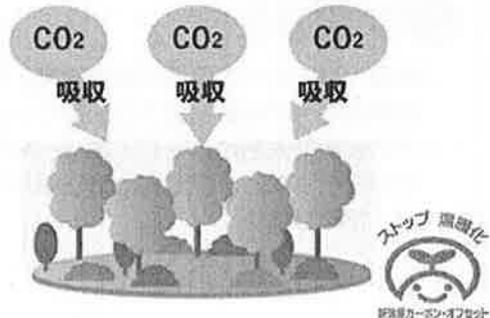
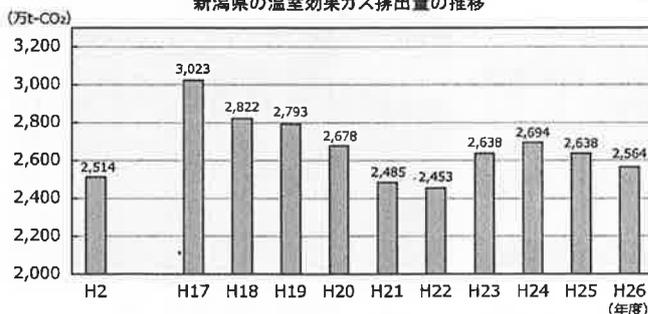
主な取組

- オフィスや家庭での省エネルギー対策を推進します。
- 多様な地域資源を活用しながら、再生可能エネルギーの導入を促進します。
- 森林整備事業などの二酸化炭素吸収活動に資金提供され、地域の森林整備にもつながるカーボン・オフセット制度を推進します。



45 ページ

新潟県の温室効果ガス排出量の推移



資源を大切に作る循環型の地域社会

3R推進に向けた啓発・県民運動の推進

- 県民、事業者、市町村等と連携して、3R推進に取り組みます。

主な取組

- 「レジ袋削減県民運動」を推進します。
- 「残さず食べよう！にいがた県民運動」(*)を推進します。
※家庭や外出での食べ残しをなるべく減らし、環境に優しい食生活を実践する運動

51 ページ



公共関与による広域最終処分場の整備の推進

- 民間による処分場整備を補完し、県内における安定した埋立処分容量を確保するため、公共関与による広域最終処分場の整備を推進します。

主な取組

- 上・中・下越において、公共関与による広域最終処分場の整備を推進します。

53 ページ



エコパークいずもぎき第3期増設工事

不法投棄の未然防止の充実・強化

- 廃棄物の不法投棄がなされると、原状を回復するためには多大な時間や労力、そして多額の費用が必要となることから、不法投棄の未然防止等の努力を積み重ねながら、最終的に不法投棄ゼロを目指します。

主な取組

- 県民、事業者への啓発活動を充実・強化し、広く不法投棄根絶への理解と協力を求めています。
- 不法投棄の未然防止を図るため、廃棄物の排出者や処理事業者に対し、廃棄物の適正処理について、きめ細かく指導します。

53 ページ



不法投棄監視協力車